



平成 20 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者
吉田 博昭
(J A S D A Q ・ コード番号 : 4358)
問い合わせ先 取締役 経営戦略本部長
上窪 弘晃
電 話 番 号 03-5434-1586

連結子会社の合併及び商号変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 26 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 11 月 1 日をもって当社連結子会社である株式会社ウルトラ（以下「ウルトラ」と言う。）と当社連結子会社である株式会社モンスターフィルムス（以下「モンスターフィルムス」という。）が、モンスターフィルムスを存続会社とする合併を行い、新商号を株式会社モンスター・ウルトラに変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 連結子会社の合併について

1. 合併の目的

本日開催のモンスターフィルムス及びウルトラの定時株主総会において、モンスターフィルムスを存続会社、ウルトラを消滅会社とする合併を行い、新商号を株式会社モンスター・ウルトラとすることを決議いたしました。

日本の広告業界を取り巻く環境は、広告媒体の多様化とともに、広告主による広告費の再配分が進むなど変動の時期を迎えております。広告主が積極的な販促活動を展開する中で、TV-CMのみならず、WEB広告、屋外広告、各種印刷ツールからイベントに至るまで、様々な媒体を用いた総合的なプロモーション活動が定着しております。

そのような業界動向を踏まえ、当社グループは既存事業であるTV-CM及びWEBの企画・制作事業に加え、総合的なプロモーション活動を広告主に対して企画・提案することに注力してまいりました。

モンスターフィルムスとウルトラはその高いクリエイティブ力を活かし、TV-CMの企画・制作からイベントに至るまで幅広く手掛けるクロスメディア・コミュニケーションを展開しており、両社の事業には相乗性があります。今回の合併により、お互いのノウハウを共有し、よりよい映像コンテンツを制作するだけでなく、各社に分散していた業務、資産等を1社に集約することで経営資源を適正に配分し、より効率的且つ機動的なグループ経営体制を構築し、業界を代表するトップブランドを目指してまいります。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

平成 20 年 9 月 26 日	当社合併契約承認取締役会 モンスターフィルムス及びウルトラの合併承認時株主総会 合併契約締結日
平成 20 年 11 月 1 日	合併効力発生日
平成 20 年 11 月 1 日 (予定)	合併登記

(2) 合併方式

モンスターフィルムスを存続会社とする吸収合併方式であり、ウルトラは解散いたします。

(3) 合併比率

会社名	モンスターフィルムス (存続会社)	ウルトラ (消滅会社)
合併比率	1	0.581

(注) 1. 株式の割当比率

ウルトラ株式 1 株に対して、モンスターフィルムス株式を 0.581 株割当て交付いたします。

2. 合併による発行する新株式数等

モンスターフィルムスの株式 普通株式 116 株

3. 合併当事会社の概要

(1)商号	(株)モンスターフィルムス (存続会社)	(株)ウルトラ (消滅会社)
(2)主な事業内容	T V - C M 及び映画の 企画・制作等	クロスメディア・ コミュニケーション
(3)設立年月日	平成14年5月31日	平成8年9月27日
(4)本店所在地	東京都港区六本木 四丁目2番14号	東京都品川区上大崎 一丁目1番4号
(5)代表者	代表取締役 柿本 秀二	代表取締役 松本 博房
(6)資本金の額	4,000万円	1,000万円
(7)発行済株式総数	800株	200株
(8)純資産	109百万円	△11百万円
(9)総資産	679百万円	99百万円
(10)事業年度の末日	7月31日	7月31日
(11)従業員数	46人	10人
(12)大株主及び 持株比率	当社 80.0%	当社 100.0%

(13) 最近事業年度における業績の動向

(単位：千円)

	モンスターフィルムス		ウルトラ	
	平成19年7月期※	平成20年7月期	平成19年7月期※	平成20年7月期
売上高	1,873,583	2,442,636	234,689	372,937
営業利益	81,991	144,175	6,980	2,753
経常利益	66,159	134,969	6,074	168
当期利益	26,696	59,018	6,052	98
総資産	604,380	679,402	129,940	99,169
純資産	76,696	109,018	△11,603	△11,504

※ 平成19年7月期は事業年度の末日の変更に伴い、平成18年10月1日から平成19年7月31日までの10ヶ月の短縮決算となっております。

4. 合併後の状況

- (1) 商号 株式会社モンスター・ウルトラ
(2) 代表者 代表取締役 柿本 秀二
(3) 本店所在地 東京都港区六本木四丁目2番14号
(4) 主な事業内容 TV-CM及び映画の企画・制作、クロスメディア・コミュニケーション等
(5) 事業年度の末日 7月末
(6) 資本金の額 40,000千円

5. 今後の見通し

本件により、当社グループの広告映像事業においてシナジー効果が発揮され、より当事業が拡大していくものと確信しております。

なお、当社連結子会社間の合併であるため、本件が当社連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 連結子会社の商号変更

1. 当該連結子会社の名称等

(1) 株式会社モンスターフィルムス

- ①商号 株式会社モンスターフィルムス
②本店所在地 東京都港区六本木四丁目2番14号
③代表者 代表取締役 柿本 秀二

(2) 株式会社ウルトラ

- ①商号 株式会社ウルトラ
②本店所在地 東京都品川区上大崎一丁目1番4号
③代表者 代表取締役 松本 博房

2. 新商号 株式会社モンスター・ウルトラ

3. 商号変更の理由

上述の「I. 連結子会社の合併について 1. 合併の目的」に記載の通りであります。

4. 変更日 平成20年11月1日

以上